

下伊那漁業協同組合 内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する、内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、わかさぎ、にじます、あまご及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービス（コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に設置されている端末（以下「コンビニ発券機」という。）によるもの又はフィッシュパスをいう。以下同じ。）で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統 数 又 は 規 �模
あ ゆ	竿 釣	1人1本以内
	さで網、たも網、 投網	網目こま 12ミリメートル以上 1人1統以内
あゆ以外の魚種	竿 釣	1人2本以内
	さで網、たも網、 投網	網目こま 12ミリメートル以上 1人1統以内
	延 繩	1人1統以内

- 2 舟、ボート、いかだ等を使用した遊漁を禁止する。ただし、組合管内に漁船登録済みの舟を所有する者が、その舟を使用して行う遊漁を除く。
- 3 氷上での遊漁を禁止する。
- 4 組合は、水産動物の繁殖保護、漁業調整上必要と認めた場合は、漁具・漁法、統数又は規模及び区域をさらに制限することができる。
- 5 前項の制限をしようとする場合は、理事は、漁具・漁法、統数又は規模及び区域を指定してこれを公示しなければならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。 ただし、友釣以外の漁具漁法は、別に組合が公表する日から12月31日まで。
こい、ふな、うぐい、 おいかわ、わかさぎ	周年
か じ か	5月16日から翌年2月末日まで
にじます、あまご、いわな	2月16日から9月30日まで

- 2 組合は水産動物の繁殖保護、漁業調整上必要と認めた場合は、期間をさらに制限することができる。
- 3 前項の制限をしようとする場合は、理事は、期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 4 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1)天竜川 下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから上流330メートルに至る区域	周 年
(2)天竜川 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域	周 年
(3)松 川 飯田市上飯田の松川ダムから上流200メートル下流150メートルに至る区域	周 年
(4)早木戸川 下伊那郡天龍村神原の早木戸発電所取水堰堤から上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
(5)湯洞沢支流 下伊那郡阿智村智里京平(ヘブンス園原)遊歩道脇の第1沈砂池上流端より、下流湯洞沢本流との合流点に至る区域	周 年
(6)谷沢川 飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域	周 年
(7)片桐松川 下伊那郡松川町上片桐および大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周 年

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものは採捕してはならない。

魚種	全 長
こ い	18センチメートル
ふな、うぐい	10センチメートル
お い か わ	8センチメートル
にじます、あまご、いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	2,000円
あゆ以外の魚種	1日	1,000円
あゆ、あゆ以外の魚種 共通	1年	10,000円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次の表の左欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
高校生	前号(あゆ、あゆ以外の魚種共通、1年) に規定する額の2分の1に相当する額
身体障害者(3級以上)	前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) その他の場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
あゆ、あゆ以外の魚種共通	さで網、たも網、投網、延縄	1年	13,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所(又は組合が指定するオンラインサービス)において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 飯田市松尾明7499番地 下伊那漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所及び承認期間が1年のものにあっては顔写真

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインサービス又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であること表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁認可の日 令和5年12月1日)